ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

広島労働局
尾道労働基準監督署

Safe Change Work HIROSHIMA

管内の労働災害発生状況のお知らせ

～建設業における墜落災害が後を絶ちません～

建設業では、例年10件程度の墜落災害（休業４日以上）が発生しています。
今年（8月末現在）は既に７件発生しております。年末にかけて、注意が必要です！

建設業における**墜落**災害の推移

よくある事例

（はしご等からの墜落）
・脚立を使用しての作業中、身体のバランスを崩し転落

（建築物等からの墜落）
・屋根の上で作業中、手すり等の設置がなかったため、足を滑らせ屋根の端から転落
・スレート屋根の上で作業中、スレート屋根を踏み抜き墜落

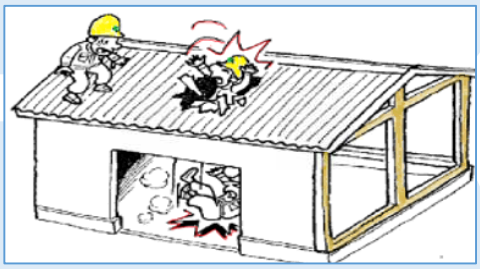

長い休業期間

約８割の方が、１か月以上の休業をされています！

建設業における**墜落**災害の**休業期間**の割合
（令和元年、令和２年、令和３年８月現在）

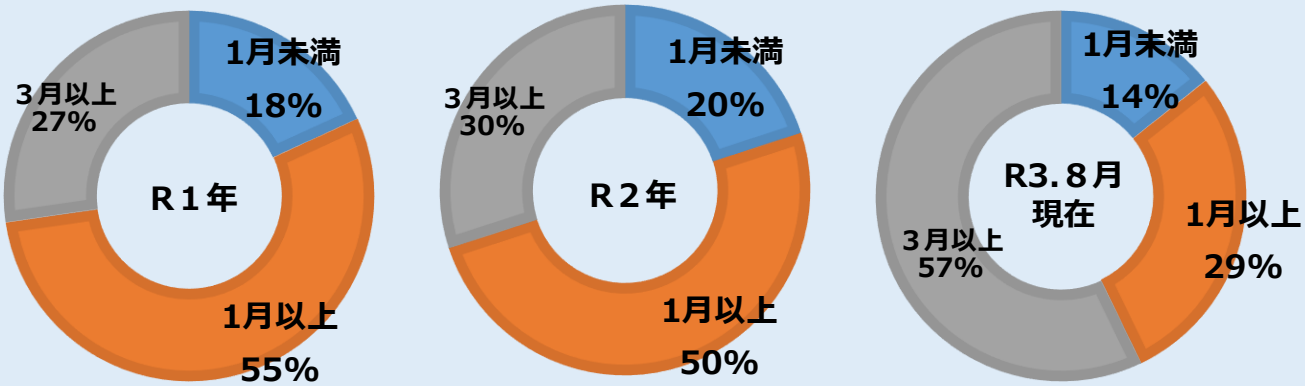

出典：労働者死傷病報告（Ｒ３年以外は確定値）

スレートは薄い氷の上と同じです。割れます！

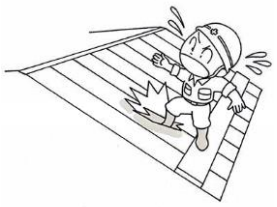

ここ10年間、ほぼ毎年スレート踏み抜き災害が発生しています。
そのほとんどが後遺障害を伴うこととなり、死亡災害も発生しています。

～ 墜落災害防止対策の例 ～

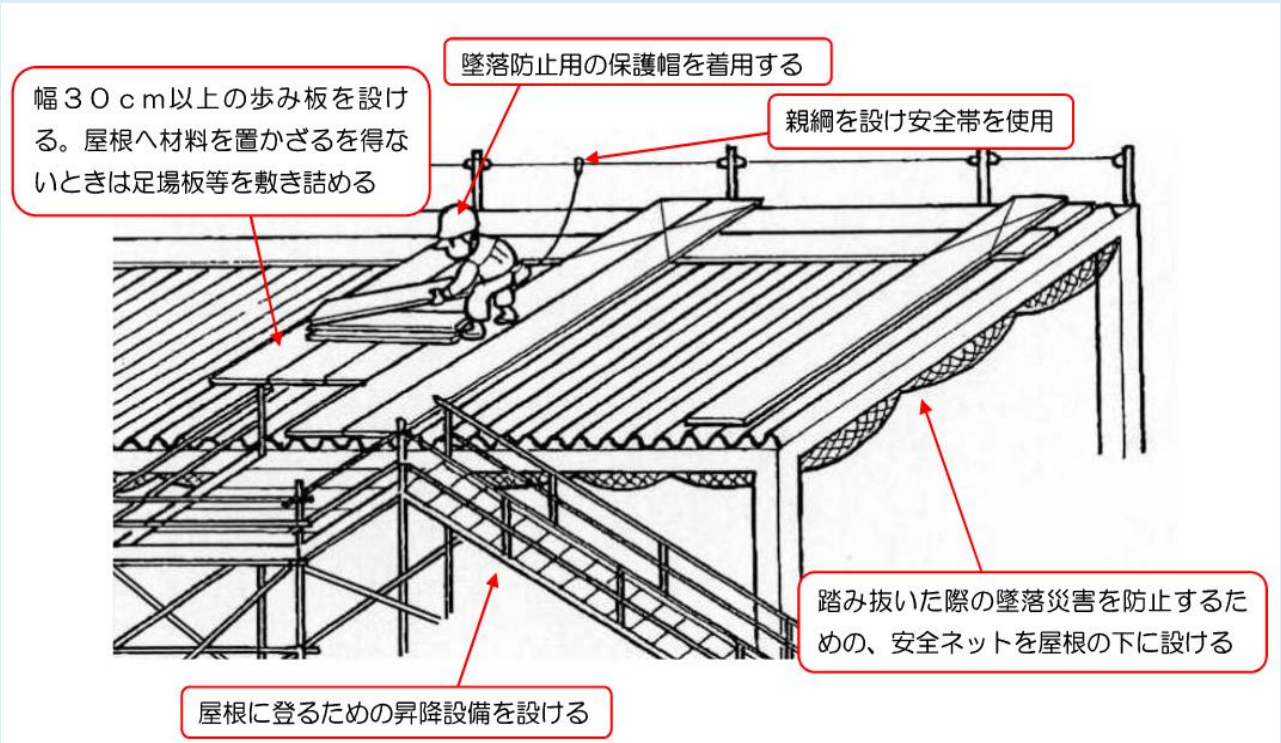

はしご・脚立からの墜落災害について

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）
現場名　　確認担当者名

- □はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- □（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- □はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- □はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- □靴は脱げにくく、滑りにくい
- □ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）
1 丈夫な構造
2 材料は著しい損傷、腐食等がない
3 幅は30cm以上
4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3.3）

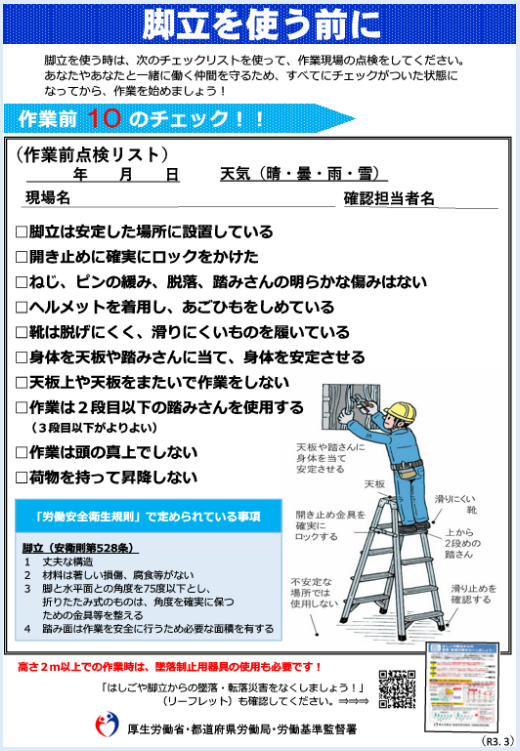

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）
現場名　　確認担当者名

- □脚立は安定した場所に設置している
- □開き止めに確実にロックをかけた
- □ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- □ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- □靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- □身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- □天板上や天板をまたいで作業をしない
- □作業は２段目以下の踏みさんを使用する（３段目以下がよりよい）
- □作業は頭の真上でしない
- □荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）
1 丈夫な構造
2 材料は著しい損傷、腐食等がない
3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3.3）

（参考）
リーフレット
「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」

この記事のお問合せ先
尾道労働基準監督署
☎　0848－22－4158